

議案第141号 大津市教育公務員の給与に関する条例一部を改正する条例の制定について

大津市教育公務員の給与に関する条例一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の給与改定につきましては、本年8月7日に出されました人事院勧告及び10月16日に出されました滋賀県人事委員会の給与勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

1の改正を必要とする条例については、大津市教育公務員の給与に関する条例であります

2の改正の趣旨については、令和5年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準拠し、給料表の改定および期末・勤勉手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。

内容についてであります。人事院勧告等に伴う給料表の改定につきまして、記載のとおり給料表により異なりますが増額改定となります。

例として教育職(1)の給料表であれば、平均引上率は 2.48%、平均引上額は 6,954 円となっております。改定の実施時期は令和5年4月1日とし、遡って適用するものであります。

4ページ目をお願いいたします。

次に、期末勤勉手当の改定につきましてご説明いたします。令和5年度は12月期において、一般職員の支給月数が現行の期末手当1.20月、勤勉手当1.00月であるところ、それぞれ0.05月ずつ引き上げ、期末手当1.25月、勤勉手当1.05月といたします。

同じく暫定再任用の職員の支給月数が現行の期末手当0.675月、勤勉0.475月であるところ、それぞれ0.025月ずつ引き上げ、期末手当0.70月、勤勉手当0.50月といたします。

5ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末勤勉手当については、令和5年度12月期にて引き上げた月数を、令和6年度6月期および12月期に均等に配分して引き上げを行います。

つまり、一般の職員の期末手当および勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げいたします。

同じく暫定再任用の職員の期末手当および勤勉手当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げいたします。

6 ページ目をお願いいたします。

4の給与改定に伴う会計別の所要額ではありますが、一般会計で2億2,184万円余りの所要額となるものであります。

7ページ目をお願いいたします。

ただいま申し上げました会計別の所要額については、表のとおりの内訳となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。